

諮問庁：金融庁長官

諮問日：平成30年11月30日（平成30年（行個）諮問第213号）

答申日：平成31年1月28日（平成30年度（行個）答申第174号）

事件名：本人に係る「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」
の不訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

平成29年2月27日付け「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」（以下「本件開示決定通知書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、当該訂正請求に理由があると認めるときに該当しないとして不訂正とした決定について、諮問庁が、当該情報は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項各号に該当しないため不訂正とすべきとしていることは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

法27条1項の規定に基づく訂正請求に対し、平成29年4月19日付け金総第2898号により金融庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分」という。）について、審査請求人が提出した保有個人情報訂正請求書（以下「本件訂正請求書」という。）のとおり訂正を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

58, 2013年12月2日に特定法人の対応を利用者相談室に相談した件で、金融庁がこの件について特定法人に伝えた内容及び回答した内容

「伝えた内容及び回答した内容」とあるが、「回答した内容」の開示の実施が無い。

「伝えた内容」は、伝達（金監第1092号 平成28年4月25日付け）と同じ内容である。

「回答した内容」、伝達に対する特定法人の回答（金監第1899号 平成28年6月27日付け）は存在している。

「回答した内容」の実施が無い以上、行政文書名は事実ではない。

訂正

58, 2013年12月2日に特定法人の対応を利用者相談室に相談した件で、金融庁がこの件について特定法人に伝えた内容

(中略)

33, 金融庁ウェブサイトを経由して送信された『「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第二十条第一項に規定する割合及び支出について定める命令の一部を改正する命令(案)」の公表について』に対する意見

全部開示の決定(金総第6406号 平成28年8月12日付け)に基づく、平成28年8月23日付け 保有個人情報開示の実施方法等申出書に対して、開示の実施をしなかった文書。平成28年10月19日付け 保有個人情報開示請求書に対して、既に開示をしたと嘘をついてきた文書。

開示の実施が無かった「パブリックコメント2016年5月22日付け(1通目)」の開示を請求している。情報開示における不正を明確にするために、行政文書名の訂正を請求している。

訂正

33, 金融庁ウェブサイトを経由して送信された『「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第二十条第一項に規定する割合及び支出について定める命令の一部を改正する命令(案)」の公表について』に対する意見(受信年月日は以下のとおり)

2016年5月22日

受付番号201605220000370008

(後略)

(2) 意見書

(前略)

決定の文書名は

「58, 2013年12月2日に特定法人の対応を利用者相談室に相談した件で、金融庁がこの件について特定法人に伝えた内容及び回答した内容」

だが「回答した内容」の開示の実施が無い。

同じ行政文書の開示請求に対して金融庁は、開示の実施をする文書は同じなのに、毎回、決定の行政文書名を変更している。

記録の改ざんは動機と目的が明確なものもあるが、意味が不明なものもある。

(後略)

第3 諮問庁の説明の要旨

審査請求人が、処分庁に対して行った平成29年3月31日付け保有個

個人情報訂正請求（同年4月3日受付）に関し、処分庁が、法30条2項に基づき原処分を行ったところ、これに対し審査請求があったが、以下のとおり、原処分を維持すべきものと思料する。

1 本件訂正請求について

(1) 本件訂正請求に係る保有個人情報について

本件訂正請求書の「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」欄には「平成29年3月22日」と記載された上で、「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」欄には、本件対象保有個人情報として「開示決定通知書の文書番号：金総第1395号 日付：平成29年2月27日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」と記載されている。

(2) 本件訂正請求の趣旨及び理由

本件訂正請求書の「訂正請求の趣旨及び理由」欄には、「開示請求に係る保有個人情報の名称の訂正を請求する。個人情報の名称等が事実と異なる。」などと記載され、さらにその詳細が本件訂正請求書の別紙に記載されている。

2 原処分について

(1) 処分庁は、本件対象保有個人情報を訂正しない旨の決定を行った。

(2) 処分庁が上記(1)のとおり決定した理由はおおむね次のとおりである。

ア 本件対象保有個人情報の利用目的は、①総務企画局企画課調査室において受け付けたパブリックコメントの内容を十分に検討し、適切に「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第二十条第一項に規定する割合及び支出について定める命令の一部を改正する命令」を改正するため、②金融機関の指導・監督を行う上で必要であるためである。

イ 訂正請求の内容は、請求者の個人情報が記載されている行政文書の名称に関するものであり、法29条の「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当せず、訂正義務があるとは認められない。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、本件訂正請求のとおり訂正するよう申し立てている。

4 原処分の妥当性について

上記1によれば、審査請求人は、平成29年3月22日付けで開示を受けたとする本件開示決定通知書の記載内容を訂正するよう求めているものと解されるところ、これは審査請求人からの保有個人情報開示請求を受けて、処分庁が当該開示請求に係る保有個人情報を一部開示する旨の決定を行った旨の通知の記載内容に対する請求であり、開示決定に基づき開示を

受けた保有個人情報に対する請求ではないから、本件開示決定通知書の記載内容が法27条1項各号の保有個人情報に該当しないことは明らかである。

よって、本件対象保有個人情報については、法29条の「保有個人情報を訂正しなければならない」場合に該当するとは認められない。

5 結語

以上のとおり、審査請求人の主張には理由がなく、原処分は妥当であるから、諮問庁は、これを維持するのが相当であると思料する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年11月30日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成31年1月8日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同月24日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、本件開示決定通知書に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）の一部について訂正を求めるものであり、処分庁は、法29条の当該訂正請求に理由があると認めるときに該当しないとして、不訂正とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件訂正請求書のとおり訂正するよう求めていると解されるどころ、諮問庁は、当該情報は法27条1項各号に該当しないことから、不訂正とした原処分を維持すべきとしていることから、以下、まず、本件対象保有個人情報の訂正請求対象情報該当性について検討する。

2 訂正請求対象情報該当性について

法27条1項は、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに訂正請求を行うことができると規定しており、同項各号に規定された保有個人情報はいずれも法に基づく保有個人情報開示請求により行政機関から開示を受けたものである。

しかしながら、本件対象保有個人情報は、法に基づく保有個人情報開示請求により処分庁から開示を受けた自己を本人とする保有個人情報ではなく、上記1のとおり、本件開示決定通知書の記載内容であり、法27条1項各号に規定する訂正請求の対象となるものではないと認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、不訂正とした決定について、諮問庁が、当該情報は法27条1項各号に該当しないため不訂正とすべきとしていることは、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子